

令和7年第1回定例会
新冠町議会会議録
第3日（令和7年3月11日）

◎議事日程（第3日）

開議宣告

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 行政報告（町長）

第 4 一般質問

閉議宣告

◎出席議員（9名）

2番 酒井 益幸君	3番 中山 千鶴子君
4番 村田 貞光君	5番 但野 裕之君
6番 秋山 三津男君	7番 武藤 勝圀君
9番 長浜 謙太郎君	10番 武田 修一君
11番 氏家 良美君	

◎欠席議員（1名）

1番 竹中 進一君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司君
教 育 長	奥村 尚久君
総 務 課 長	佐藤 正秀君
企 画 課 長	佐渡 健能君
町民生活課長	谷藤 聡君
保健福祉課長	島田 和義君
産 業 課 長	鷹 觜 寧君
建設水道課長	関口 英一君
建設水道課参事	寺西 訓君
農業委員会事務局長	山谷 貴君
会計管理者兼税務課長	今村 力君
診療所事務長	杉山 結城君

特別養護老人ホーム所長
 町有牧野所長
 管理課長
 社会教育課長
 総務課総括主幹
 企画課総括主幹
 保健福祉課総括主幹
 産業課総括主幹
 建設水道課総括主幹
 管理課総括主幹
 管理課総括主幹
 社会教育課総括主幹
 社会教育課総括主幹

竹内修君
 湊昌行君
 新宮信幸君
 工藤匡君
 小林和彦君
 下川広司君
 二本柳成児君
 曾我和久君
 磯野貴弘君
 伊藤美幸君
 楫川聡明君
 佐々木京君
 坂元一馬君

◎議会事務局

議会事務局長
 議会事務局総括主幹

田村一晃君
 三宅範正君

(午前 10 時 00 分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。竹中議員は、本日一身上の都合により欠席しております。ただいまから、令和 7 年第 1 回新冠町議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番、村田貞光議員、5 番、但野裕之議員を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、本定例会第 2 日目に設置されました、令和 7 年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に武藤勝圀議員、副委員長に酒井益幸議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 3 行政報告

○議長（氏家良美君） 日程第 3、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 議長より発言の許可を得ましたので、日高德洲会病院移転新築に係る協定締結について、これまでの取り組みの経緯と協定の締結について御報告申し上げます。

この度の行政報告につきましては、協定締結が、定例会会期中の 3 月 10 日であったこと、及び医療福祉施策における重要な事項であることを鑑み、本日行政報告させていただきますことを、先ずもってご理解いただきたいと存じます。

私はこれまで、医療福祉施策は、まちづくりの根幹であり、その環境整備は、町民生活に関わることとして、その推進に特段の意を用いてきました。そのことは、私の町政一期目において、閉鎖していた入院病床を直ちに復活させ、二期目には老朽化著しい町立国保診療所の改築計画に着手するなど、これまで多くの時間を関係職員と共に費やしてきまし

た。しかしながら、改築計画を進めるに当たり、改築に要する費用は、当初に想定していた本体工事費１５億８千万円から、基本設計を終えた段階には２５億円まで達し、その後の実施設計までの間においては、更なる増額が想定されたこと、加えて工事期間が長期に及ぶという社会情勢を十分斟酌し、改築計画の推進を一旦立ち止まる決断を、令和５年１１月にしたところです。その後も現在に至るまで、建築資材価格は、高止まりの状況にあり、また労務費は上昇傾向が続くなど、建設工事を取り巻く社会環境は、厳しさを増しています。

このような中、昨年１月１２日の新聞報道において、日高徳洲会病院の移転新築候補地について再検討を行うこと、及び移転候補地の検討エリアを、新冠町にまで広げるとの報道は、私にとって大きな驚きであったと同時に、同病院の真意を測りかねる、戸惑いに近い思いでした。しかしながら、報道後、時間を置くことなく同病院のスタッフが訪れ、当初の移転候補地が、地質調査の結果、移転新築先とすることが出来ないこと、そして、改めて新ひだか町を優先に移転候補地を検討するが、適地がない時は新冠町にエリアを広げ、移転先を探るという説明がありました。この時点では、日高徳洲会病院の移転新築先について、新冠町はあくまでも予備的候補地でありましたが、新聞報道の町民の期待感は大変大きく、私の元へは、同病院を当町へ誘致することに最大限努力してほしいという多くの町民の声が届き、この声を後押しに私は、誘致に向けた取り組みに鋭意努めてきました。

誘致に向けた取り組みは、新冠町企業誘致条例に基づく誘致策として、開業から３年間の固定資産税相当額の交付、水道、接続道路といったインフラ整備、立地敷地の無償提供に加え、その他必要な支援策として開業から２０年間、年７千万円の支援金の交付など、新冠町における新たな開院に対する物的、経済的支援策の提示をしたほか、医療法人・徳洲会常務理事兼北海道ブロック長への陳情といった、直接的な働きかけなどを行って来ました。いずれも当町が出来る最大限の支援であり、誠意ではありますが、新冠町の医療福祉の将来を考えた時、民間経営の総合病院の誘致がもたらす町民利益は、医療福祉の分野に留まらず、町の経済や産業など各方面にも及ぶものと考えられ、出来得る支援と行動の限りをもって当たるべきと考えたことによるものであります。しかしながら誘致のハードルは非常に高く、人口五千人の町へ総合病院を誘致することは、たいへん困難なものでした。このことは徳洲会グループ理事長への陳情のための面談機会に、長い時間を要したことなど、徳洲会グループの慎重な対応にも見てとれるところでした。

状況が一変したのは、昨年末に日高徳洲会病院から理事長面談の機会を設けるとの連絡と共に、当町への移転を前向きに検討するとの連絡があったことです。本年１月１０日の東上理事長との面談においては、氏家議長同席の上、新冠町の日高徳洲会病院誘致に向けた熱意を伝え、その熱意に対し理事長から、過疎地においてこそ、徳洲会病院の医療サービスを展開する必要と意義があるとの趣旨の発言の後、当町への移転を明言されました。理事長面談からおよそ２週間後の１月２５日、日高徳洲会病院新冠移転への報道は、各方面へ多様な様々な波紋を広げると同時に、早急な対応が求められ、特に新たな医療体制の

構築は、現医療体制の見直し、即ち国保診療所の存廃の決断をしなければなりません。

小規模自治体である新冠町において総合病院が開業された時、これまで国保診療所の赤字補填分として、北海道から交付されていた国民健康保険調整交付金約1億3千万円は、交付されなくなります。このため、別に町が単独で補填している1億3千万円との合計額2億6千万円の財政的支出を、国保診療所の運営のために負担することとなります。更には、数年後に国保診療所本体の老朽化は限界を迎え、巨額の工事費を伴う改築を避けることはできません。これらに要する財政等の大きな負担を、将来世代に課すことは避けなければとの思いから、私は、国保診療所の閉所に向けた取り組みを進める決断に至りました。このことは、医師をはじめ看護師等スタッフ、そして利用者など多くの方々に影響を及ぼすことであり、説明会を早急に開催する必要があったことから、先の報道から4日後の1月29日、国保診療所職員への説明会を開催致しました。説明会では私が先頭に立ち、職員の不安払しょくに努めましたが、閉所の時期、退職時の待遇の問題など、抱える不安や町に対する厳しいご意見を聞くに至り、当然のことではありますが、職員ら関係者が突き付けられた不安は大変大きく、全ての不安解消は困難ですが、今後においても出来得る限り寄り添った対応に努めて参る所存です。

また、この度の日高德洲会病院の移転新築は、町の医療福祉施策の転換であり、町民の生活に影響を与える事項ですので、町民説明会の開催は必要であり、中でも建設予定地に近接するレ・コードの森自治会、及び夕日ヶ丘自治会の会員の皆さんにとって、道路交通量の増加、建設による景観の変更など、影響を与える事項が他自治会よりも多いことから、二自治会を対象とした説明会を2月5日に開催しました。出席者数は、42名と平日の開催にも関わらず、多くの出席者があったことは、関心の大きさを示すものと思います。出席者の声は、眺望、景観が変化することに対する強い不満、救急車のサイレンによる生活への支障、誘致先の選考時に説明がないなど、環境変化に対する不安だけではなく、町の取り組み方に対する不満も数多くありました。これらの不安や不満に対し、一つ一つお答えしましたが、不安等が払拭されることは無く隔たりを感じる説明会となりました。回答保留となった質問事項もあったため、3月6日、レ・コードの森自治会を対象とする説明会を再度開催し、改めて回答を致しましたが、建設予定箇所である町有地に対する一部住民の現状維持の要望と町有地利用活用を責務とする町の考え方の溝は、深まることはなかったと感じています。

今回立地される企業は、総合病院であり、立地箇所は未利用の町有地です。現状の草地から近代的な医療施設への環境変化は、景観の変更を伴いますが、医療アクセスの向上と医療環境の充実であることを、今後も必要に応じ説明して行く所存です。また、全町民を対象とする説明会を3月8日に開催し、これまでの経緯、徳洲会病院との協定の概要を説明しました。参加した町民からは、町の医療サービスの向上につながるとして日高德洲会病院の立地を喜ぶ声もありましたが、地域住民への配慮が不足しているという意見と企業誘致の経緯についての批判があり、改めて今後における丁寧な町民対応の必要性を感じて

いるところです。

進行する高齢化、日常化する感染症の脅威など、私たちの日常において、医療への依存度は高まる傾向にある中、医療体制の充実、急を要する施策であり、実現可能な事項については、時間を置くことなく具体化すべきと私は判断して来しました。そのため私は、日高德洲会病院の当町への移転新築の取り組みは、スピード感をもって推進し、出来る限り私の任期内に協定締結を終え、誘致に係る取り組みを完結させる決意で取り進めてきたところであります。このことは徳洲会グループ東上理事長も同じ考えであり、早期の協定締結を望まれていたことから、協定に係る協議は迅速かつ円滑に取り進めてきました。協定締結までの取り組みには、氏家議長を始め、議会の後押しが大きな推進力となってきたことは、改めて申し上げるまでも無く、感謝の念に堪えません。協定締結は、昨日3月10日、新冠町役場会議室において、氏家議長の立ち会いの下、新冠町と医療法人徳洲会との協定締結に至っております。協定の内容は、冒頭申し上げました新冠町企業誘致条例に基づく、新冠町による支援策と新冠町の医療福祉施策を、共に推進する旨などを定めたもので、信頼関係を強化し、持続的な協力を促進する内容となっており、今後、新冠町と日高德洲会病院は、長きに亘って互恵的な関係を築いていくこととなります。

今、新冠町のまちづくりは転換期を迎え、大きな飛躍のチャンスの中にあると感じています。日高德洲会病院の新冠町への移転新築は、新たなまちづくりの礎であり、これまで多くの先人たちが積み上げてきたまちづくりを、更に充実させる分岐点です。更なる飛躍のためには、まちづくりを行政と議会、そして町民の協働によって進めなければなりません。私には、町政の舵取りを担う時間は多く残されていませんが、築かれた礎は、次代を担う方が、必ずや豊かな実りへと導くものと確信していますし、未来の町民が希望に満ち、笑顔あふれる町となることを願ってやみません。新冠町のまちづくりが、今後ますます力強さを増し、明るく輝いて行くことを、心から祈念しております。

以上、日高德洲会病院移転新築に係る協定締結についての行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

行政報告に対し、質疑を行います。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

◎日程第4 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第4、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。酒井益幸議員の「带状疱疹ワクチン接種について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告

に従い、带状疱疹ワクチン接種について一般質問いたします。

带状疱疹を発症する割合の多くは50歳代から始まり70歳代が最も多く、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。重症化いたしますと、神経の損傷による傷みが長く続き麻痺が残る恐れもあり、希望される方の接種を後押しする意義は大きいと考えます。厚生省は、令和6年12月に带状疱疹ワクチンについて、本年1月1日から定期接種化を決定いたしました。現在、当町は任意接種のため、全額が自己負担であります。使用されるワクチンのうち1回接種の生ワクチンが約1万円、2回接種の不活化ワクチンが約4万円掛かり、経済的負担の重さから接種をためらう方がおられるのが実情でございます。

また、本年1月、民間調査におきまして、全国自治体における带状疱疹ワクチン接種の実施状況では、738自治体が一部費用助成を行っており、対象年齢の拡大や費用助成の在り方に差が生じております。国で定める定期接種は、主に感染症から国民を守り、社会での蔓延や個人の重症化を予防する法律に基づきまして、予防接種事業が行われますが、接種主体は市町村であります。したがって、希望される方が安心して受けられるよう、円滑に始められるよう準備を進めていくことが大切と考えますが、予防ワクチンや病状の正しい知識の周知も欠かせないと思います。ワクチン接種による効果等を十分理解した上で、希望される方が安心して1人でも多く接種を受けられるよう、接種体制や対象範囲、費用負担の在り方について所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員からご質問の「带状疱疹ワクチン接種について」にお答えします。

带状疱疹は、幼少期等に感染した水ぼうそうのウイルスが体内に潜伏し、加齢やストレス等により再び活性化することで発症します。神経に沿って、痛みを伴う帯状の水疱が広がる病気で、神経の損傷程度によっては带状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

このため厚生労働省では、平成28年3月から带状疱疹を予防接種に加える目的や期待されるワクチンの効果、安全性などに関して、調査・研究を進めてきました。そして、令和7年1月29日に開催された厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、带状疱疹を予防接種法上のB種疾病に位置付けることが了承され、令和7年4月1日からの定期接種化が決定したところでございます。

当町におきましても、厚生労働省が定める方針に基づき、定期接種の準備を取り進めておりますので、その概要について申し上げます。まず、定期接種の対象となるのは、町内に住所を有する方で、令和7年度内に、65歳を迎える方や60歳から64歳で、特定の免疫機能障害をお持ちの方となります。また、5年間の経過措置として、その年度内に70歳・75歳・80歳と100歳までの間で5歳きざみの年齢になる方、さらに令和7年

度に限り100歳を超える方も対象となります。令和6年10月末時点で、当町の対象者は約400人となっております。

带状疱疹ワクチンには2種類があり、生ワクチンは1回の接種、組換えワクチンは2ヶ月間隔で2回の接種が必要とされており、その接種費用でございますが、生ワクチンの標準接種費用は約8千円で、このうち町が4千円を上限に負担しますので、個人負担額は約4千円となります。また、組換えワクチンは1回当たり約2万2千円で、町の負担額は上限1万1千円。従いまして2回の接種で、個人負担額は約2万2千円となります。ワクチンの効果には個人差があり、完全に発症を防げるものではありませんが、これまでの臨床試験の結果等によりますと、生ワクチンは接種後5年時点で約40%、組換えワクチンは5年時点で約90%、10年時点でも約70%の予防効果が認められています。その一方、どちらのワクチンにも接種後の発疹や倦怠感、頭痛、疼痛などの副反応が見られる場合がありますので、接種を希望される方は、ワクチンの有効性や安全性、費用負担を十分にご理解のうえ、いずれか一方を選択して頂くことになります。

なお、接種の申し込みは、個人が直接医療機関に申し込む形となります。町立国保診療所ほか町が委託する近隣の7医療機関で接種される場合は、窓口で個人負担額のみをお支払いいただきますが、それ以外の医療機関で接種される場合には、一旦全額をお支払いいただき、後日、町負担を払い戻す方式で取らせていただきます。本件については、3月末に発行予定の町政事務委託文書を通じて広く周知するとともに、接種対象者には個別案件を行う予定にありまして、町民の皆様に安心して接種いただけるよう周知徹底に努めてまいります。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再質問いたします。带状疱疹ワクチン接種事業は、日高管内各町におきまして、接種対象者費用助成の在り方に差が生じております。現時点での管内6町の带状疱疹ワクチン接種事業の状況につきまして、調査を実施いたしました。結果につきまして助成割合で申しますと、おおむね5割助成が4町でありまして、おおむね7割助成が1町、残りの1町が生ワクチンのみ全額助成となっております。次に、接種対象者の年齢につきましては、免疫不全や機能障害の恐れのある方を除いておりますが、50歳から開始が2町でありまして、残りの4町が65歳以上となっております。無論、生活保護受給者は、全町とも全額助成でありましたが、65歳以上の非課税世帯非課税の方は2町で全額助成しております。これらを参考にいたしまして、当町の支援策について大変疑念が生じております。今般50歳から発症予防の取り組みが必要と考えます。昨今50代から免疫力の低下などによる要因による発症について、厚労省が示すデータにおきまして危惧されております。身近な方で激しい神経痛や顔首など露出した皮膚に発症したケースでは、欠勤を余儀なくされております。この年代は勤務先で欠かせない年代でもありまして、職場におきまして支障を来す恐れがございます。また50代は、子育て、教育費に係る支出

も多く、親の介護、親の介護の日常の世話など苦勞されている方、様々なストレス、加齢により免疫力を低下をする一定程度考慮する必要があると考えます。

次に、財源についての考え方でございますが、50歳から64歳の方は個人所得も多い実態があります。町税負担や収納割合の状況も多い状況であると思います。50歳以上の希望される方への助成支援は可能な範疇と推察いたします。町民の実体験をお聞きいたしまして、希望される50歳以上を接種対象の拡大を求めさせていただくわけでございますが、一方で、非課税世帯に関しましても、生活に困窮する実態もございます。次期定例会に向けて、接種年齢の拡大を再検討していただきますよう、町行政に問うものであり、理事者としての考え方や心情を聞かせくださいますようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。ただいまの再質問は、次期定例会に向け、対象年齢拡大の再検討を求めるものであり、政策的判断が必要となりますことから、任期満了を控えた私からの現在での答弁は控えさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○2番（酒井益幸君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

次に、長浜謙太郎議員の「魅力的な高校づくりへの取り組み」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、魅力的な高校づくりへの取り組みの一般質問を致します。

まずは冒頭、時期と内容を加味したこの真意と行政の継続性を抛り所にし、勇退を表明されている鳴海町長に答弁を求めることをご了承下さい。

隣町にある静内高校と静内農業高校は、いずれも新冠中学校の主だった進学先であり、多くの卒業生を輩出し、日高中部雇用促進協議会の高校生と働く大人の放課後トークなどを通じても交流がある、当町にとっても馴染み深い、町内から通える地元の道立高校です。中3の受験生は3月4日の学力検査を終え、17日の合格発表を待つ段階であります。道教委発表の2025年度公立高校入試の出願状況によると、どちらの高校も定員割れとなっております。この状態は今に始まったことではなく、近年続く傾向ではありますが、望ましいとされる学校規模が、1学年4学級から6学級と言われる中、現在5学級で運営されている管内唯一の単位制普通科高校の静高は、正にその瀬戸際、正念場です。

高校の統廃合、募集停止、間口減は人口流出を促進させ、地域経済へ及ぼす影響が大きいとの民間企業の研究結果を引用せずとも、そのインパクトが地元にとって物心両面で甚大であることは容易に想像出来ます。少子化による人口減が続く中では、全ての高校を存続させることは量的需要や財政面でも現実的ではありません。生き残るカギは、高校と地域が一体となり、資源を活かした魅力の対外発信による、学びたい・学ばせたいという環

境の創出です。

高校を人口流出装置から人口留置装置へ転換させることの重要性を認識し、自治体の政策判断として、地元の高校存続に積極的に関与していく例も各地で見受けられます。当町も既に通学支援事業を実施しておりますが、そもそもの受け皿がある前提です。かつて日高地域研究発表の場で、静高生が授業の一環として当町の観光について提言をし、それを受け同僚議員が、企画の実現性と今後の関わり方について一般質問をしましたが、若年層の定住移住を含め、地域と高校の結び付きがより強まる為に、当町として何が出来るのか、何をするべきなのかを考え、将来的なまちづくりの一助として後押しをするべきと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員から御質問の「魅力的な高校づくりへの取り組み」にお答えいたします。

人口減少と高齢化の進行は、国を覆う社会現象であり、社会問題となっています。特に地方においては、若年人口の流出によって高齢化が急速に進む傾向があり、その影響は、労働力不足の要因となり、更には福祉サービスの逼迫を招く可能性をも、生み出しつつあるものと考えるところであります。また若年人口の流出は、人口減少問題に限らず、町の活力の喪失であると同時に、次代の町づくりの担い手不足につながるため、まちづくり上の大きな問題と捉え、若年人口の増加を目指した定住移住政策、あるいは子育て施策によって子どもを持ちやすく、若い世代が住み易い環境の整備に努めるなど若年人口の増加につながる施策を、これまで推進してきました。このような中、当町中学校を卒業した多くの生徒が進学する静内高等学校の学級数と学校統廃合の可能性は、当町子ども達の実育環境ばかりでなく、管内中学生の進路の選択肢減少であり、当町を含む管内各町の広域的な問題とも捉えています。また、社会の少子化を要因とする高校学級数と統廃合の問題は、静内高等学校ばかりでなく静内農業高校についても共通の問題であると考えます。

長浜議員の質問にある魅力あふれる高校づくりという視点で若年人口の増加と当町のまちづくりを検討することは、町内に高等学校を有しない当町としては、これまで行ってきたことはありませんが、近年では、静内高等学校のカリキュラムの中で、当町のまちづくりをテーマにした生徒達の自主研究が行われるなど、高校との関係性は広がりを見せており、将来における連携の途に就いたことを感じています。

これまで、静内高校が新冠町のまちづくりに積極的に関与した取り組みとしては、今申し上げました令和3年8月25日に行われた、静内高校生徒によるまちづくり提案を上げることができます。この取り組みは静内高校生徒が自ら、自分達に今できることは何かを誠心誠意考えた結果、町にプレゼンテーションし、私自身も感想を生徒達に直接伝えるなど、生徒達とのふれあいもさることながら、その斬新な発想に驚きの思いであったことが、今も記憶に新しいところであります。高校生からいただいた提案は、町内観光施設において

時代に適応し、実現可能となったときは、形となって現れるものと思っています。このような取り組みを続ける中で、昨年8月26日静内高校、校長、教頭など関係職員が来庁し、静内高校の教育的取り組みについて説明を受ける機会がありました。説明の目的は、地域住民、そして保護者に対し同校の取り組みを広報していく中での一環ではあったと思いますが、同校が地域に根差した教育的取り組みを今後も進めて行くとする姿に、大いに共感することができました。

長浜議員の質問は、町が隣町にある高等学校に対する支援など、行政区域を超えた支援のあり方について町の姿勢を問うものかと考えます。申し上げましたとおり若年人口は、町の未来を支える担い手であると考え、学び舎が隣町であっても当町若者の支援につながるのであれば、前向きな検討をすることには変わりはありませんが、魅力ある学校づくりの方向性などが明確になっていることを前提とし、高校所在町の意向と協働、そして関係者の協力があって可能になるものかと考えます。長浜議員の質問の中には、何ができるのか、何をすべきなのかとありましたが、私としては、さらに何を目指し、どのように実現するのかをしっかり見据えた上で、高等学校、あるいは関係者の求めがあったときには、真摯に対応すべきことと考えますので、よろしくお願い致します。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 再質問としてこの件について教育長の見解も伺います。

○議長（氏家良美君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 長浜議員からの再質問にお答えいたします。

本定例会の教育行政におきまして、今年度、卒業を迎えます新冠中学校生徒の進路状況について御報告させていただきましたとおり、町内の中学生の多くが地元の高校へ進学を希望されておりますことから、自宅から通学可能な高校の維持とともに、学力や学校生活、そして経済的な負担を含めた魅力の向上については、生徒、保護者、そして新冠町の教育行政においても、深く関わりがあると考えております。

町長の答弁にもございましたが、昨年8月に静内高校の現状分析を踏まえた様々な取り組みについて、説明を受け意見交換を行う機会があり、また11月には同校で開催されました地域連携研修へ職員を派遣したり、私が参観日に出席するなど、今後、新たな関係性が築かれることも考えられます。これまで教育委員会におきましては、保護者の経済的な支援策として、一つとして両校への通学支援事業を町とともに実施してまいりましたが、一方では、新冠町のまちづくりの特色を生かした交流連携事業に取り組んでいるところであり、昭和音楽大学との音楽体験交流事業への静内高校吹奏楽部の参加や青年団体事業のボランティアスタッフとして両校の生徒が携わるなど、新たな交流や連携の機会を設けることで、それが高校と地域との関わりを深め、将来的な地元への定着にもつながっていくのではないかと考えているところです。

町長の考えと同様に、高校などからの求めに対しては真摯に対応してまいりますが、教

育委員会が今できることとして、社会教育事業を中心に、当町との交流や連携を継続していくことで、ひいては両校の魅力づくりに関わってまいりたいと考えております。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○9番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の「部活の地域移行について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、部活の地域移行について質問いたします。

まず初めに通告文の記載ミスがありますので訂正をお願いいたします。3行目、「教育の負担軽減」とありますが、ここは「教員の負担軽減」ですので訂正をお願いいたします。

それでは質問いたします。公立中学校の部活動の運営を地域の団体や民間事業者などに任せる、部活動の地域移行、国は令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と位置づけ移行を進めています。部活の地域移行は、部活動の在り方を大きく転換するものであり、学校や移行先ではなく、保護者や行政などの関係者が、連携しながら丁寧に進めなければならないと考えています。

地域移行が求められる背景の一つには、教員の長時間労働が深刻化している中での働き方改革があります。日本教職員組合は、道内の小中学校などの6割近くの教員が、勤務日に休息時間を全くとれていないとする調査結果をまとめています。労働時間の平均は1日当たり10時間を超えており、長時間労働が常態化していると発表しております。調査は、7月から9月にかけて全国の小中学校や特別支援学校などの教職員を対象に、インターネットで実施したものです。約1万1800人が回答し、このうち道内は660人が回答しています。この調査結果を受け北海道教職員組合は、1日当たりの授業日数が増えており、翌日の準備や部活動などが長時間労働につながっていると分析しております。このほか、少子化に伴う部員の減少により、学校単位では部活運営が困難になりつつあるという現状も、地域移行の必要性を高める要因となっています。実際、新冠中学校でもそのような状況が見られます。一方、部活動には、スポーツや文化活動を通じて、子どもたちの健全な成長を促す役割があります。子どものために最優先に、地域移行を進めなければならないと考え、次の5点について伺います。

1点目、町教育委員会は、部活動の地域移行を進めています。この2年間の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

2点目、スポーツ少年団の指導者不足や部活の地域移行を背景に、町は昨年、町職員が業務に支障がない範囲内で、勤務時間内でも町長の承認があれば、少年団や文化団体に指導できる制度の運用を始めています。かつては終業後に部活の外部指導をする町職員もいました。この制度の部活指導を認めるのでしょうか。

3 点目、えりも町は、部活動支援員の求人を行っています。当町の考え方は。

4 点目、地域おこし協力隊の活動内容は多岐にわたっています。地域おこし協力隊を活用した部活指導も可能と考えます。定住移住にもつながるので地域おこし協力隊を活用すべきではないでしょうか。

5 点目、単独校での部活運営が困難な場合、近隣町の学校との合同チームで、部活動が行われています。部活の地域移行に向け、近隣町の協力体制の構築は進んでいるのでしょうか。以上 5 点について教育長に伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 但野議員からの御質問の、「部活動地域移行について」お答えいたします。

少子化が進み学校単位での部活動の運営が困難となってきたことや教員の働き方改革の観点から、これまで学校教育活動の一環として行われてきた中学校の部活動の運営を自主的な地域活動に委ねるというものでありますが、困難な課題が多くあり、現状では対応策を見出せていないところです。これまでの取り組み内容や今後の展望については、昨年 12 月の令和 6 年第 4 回定例会において行政報告をしており、その後これまで主だった進展がないことから、答弁が重複する部分もございますがご理解いただきたいと存じます。

ご質問 1 点目、2 年間の進捗状況と今後のスケジュールであります。昨年度、地域移行に係る検討協議会の立ち上げに向け、町内のスポーツ及び文化団体の関係者に呼びかけ、制度の説明や懇談会を 2 回開催しております。今年度においては、各町内団体との面談、近隣町の連携を見据えた新ひだか町の担当者との懇談、そして、これらの懇談内容を踏まえて中学校と協議を行った後、第 1 回目の町部活動地域移行検討協議会を開催しております。今後については、今年度第 2 回目の協議会を今月予定しており、町内団体との協議を継続いたしますが、町としての方向性を見出し、次年度の対応に繋げてまいりたいと考えております。

ご質問 2 点目についてであります。町は、職務に専念する義務の免除に関する規則に基づき、昨年度、職員の技能を活用した地域貢献活動に対する職務専念義務免除に関する要綱を定めました。当該要綱における、職務に専念する義務を免除する内容として、町内スポーツ団体及び町内文化団体また中学校の部活動における指導も含むと規定されているところです。当該制度については、町内団体との懇談においても話題となり、仕事とのバランスが難しいといった意見もございましたが、町職員が部活動の指導に関わっていくとなった際には、総務課との調整は必要であります。活用できる制度であると考えております。

ご質問 3 点目と 4 点目については、併せての答弁となります。地域移行は地域の実情に応じて取り組むとされておりますことから、各市町村で方策は様々であり、例を見ますとスポーツ協会や NPO 法人が行うもの、大学や企業と連携するなどございます。その方

策の一つとして、部活動の直接的な指導者や調整役として、部活動指導員の雇用や地域おこし協力隊の活用を進めている自治体もございます。現在、当町においては、町内団体へ協力の打診している状況であります。将来にわたって町内の既存の団体や人材で担っていけるのかどうか、今月に予定しております第2回目の検討協議会において協議し、必要とされる場合には、外部に人材を求めるなど、次の対応を進めてまいりたいと存じます。

最後に5点目の、近隣町との協力体制の構築についてであります。これまで管内各町と複数回意見交換を持つ機会があり、また新ひだか町とは、昨年10月に個別で懇談する機会を設け、取り組み状況や課題等の情報交換を行ったところです。少子化の進展及び指導者の確保の面からも地域移行を進めるにあたっては、他町との連携が必要であると両町共通した認識でありましたことから、町内での検討と併せお互いの状況を確認しながら協力体制を図ってまいります。今年度、部員数の減少から中体連等の大会へ出場する際には、2つの部活動において他町の複数校との合同チームで参加しており、その傾向は今後更に強まることが予想され、他町との連携は必須であると考えますので、引き続き連携を模索してまいります。

中学校の部活動の地域移行に向けて引き続き取り組みを進めてまいります。団体や指導者といった移行先の確保に加え、生徒数の減少を見据え他町との連携など、今後も時間を要することが考えられます。来年度で推進期間の3年間は終了いたしますが、多くの自治体が移行に向けた取り組みに時間を要している状況を踏まえ、部活動の地域移行の名称を「地域展開」に変更するほか、推進期間終了後の令和8年度から13年度までの6年間で次期推進期間とする方向性が示されております。当町においては、引き続き町部活動地域移行検討協議会を中心に、町内団体や中学校と検討協議を進めるとともに、他町との連携も視野に入れながら取り進めてまいります。

○議長（氏家良美君） 再質問ございません。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「自転車のながら運転について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き、通告に従い、自転車のながら運転について質問いたします。

令和5年4月施行の改正道交法で、自転車乗る全ての人にヘルメット着用の努力義務が課せられています。これを受け町教育委員会は、従来の小学生ヘルメット供用事業に加え、私の一般質問の提案に応える形で、中学生の自転車ヘルメット購入費助成を昨年4月から行っています。自転車ヘルメット努力義務化から1年経過した昨年4月には、着用率が14.7%と伸び悩んでいるとの警察庁の報告があります。このように自転車ヘルメット着用に不安が残る中で、昨年11月1日から自転車事故防止を目的に、改正道交法が施行され、走行中の携帯電話使用、ながら運転と酒気帯運転に関する罰則が強化されました。こ

の背景には、ながら運転が起因となる事故の多発があります。

警察庁の事故統計によりますと、昨年１年間にスマートフォンや携帯電話を使いながら、自動車を運転するながら運転が要因となった死亡事故件数が前年比１４件増の１３６件に上り、統計史上最多となり、自転車も昨年比２１件増の２８件で、ともに前年比ワースト記録を更新したとのことです。２年前のながら運転の事故の内訳は、画像目的が、自動車は１２５件、うち死亡事故が３１件、自転車は２５件、うち死亡事故は１件、通話目的は、自動車は１１件、うち死亡事故は１件、自転車は３件です。約９割が画面注視による事故となっています。過去５年間の運転者の年齢別では、自動車は２０代から３０代が５２．６％で、自転車は１９歳以下が５５．３％を占めています。これらの状況を踏まえ、罰則が強化されたものと思われます。

新制度では、違反者に６か月以下の懲役または１０万円以下の罰金が科せられます。事故などの場合には、１年以下の懲役または３０万円以下の罰金となります。今回の改正道路法で違反となるのは、走行中の通話や画面の注視、じっと見詰めることです。通話とは、スマートフォンや携帯電話を手につく行為です。手に持たずハンズフリーで通話する場合は該当しません。しかし、イヤフォンを着装して周囲の音が聞こえない状態で話すことは別の規定で禁止されています。また、画面を注視する行為は、メールの確認や動画の視聴、地図アプリの操作です。カーナビのようにスマートフォンを専用ホルダーで自転車に固定することは違法ではありませんが、走行中の注視は禁止となっています。

このように、禁止行為があり、自転車のながら運転に罰則があることを児童生徒は分かっているのでしょうか。雪もなく、町内では自転車に乗る姿も見受けられ始めました。早急に総合学習の時間を使うなどして、児童生徒に自転車の危険運転防止行為を周知させ、再度ヘルメット着用義務の徹底を図るべきです。さらに子どもたちのお手本となるべき大人である町職員にも、ながら運転の禁止とヘルメット着用義務の周知徹底させることが必要と考えます。教育長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 但野議員からの御質問の「自転車のながら運転について」お答えいたします。

児童生徒が健康で安全な生活を送るとともに、危険を察知し回避する能力が身に付くよう、小中学校では年間を通じて様々な場面において健康安全教育を行っているところでありますが、その中におきましても、子どもが巻き込まれる事故や被害の多さから、交通安全意識の向上については、強い指導を繰り返し行っているところです。また、道内の小中学生が被害に遭った交通事故において、小学生では３割、中学生においては半数近くが自転車の乗車中であつたものと分析されておりますことから、自転車の安全な乗車についても交通安全指導の重要の一つとしております。

ご質問の昨年１１月から自転車のながら運転の罰則が強化されたことに対する児童生徒

の認知度であります。まず、中学生におきましては、夏休み期間中に自転車の転倒による事故が発生したこと及び地域住民から中学生の乗車マナーに対するご指摘を受けたこともあり、9月に全学級で一斉に交通安全の啓発指導を行い、その際、ヘルメットの着用とスピードの減速と併せながら、ながら運転の禁止についても重点を置いて指導を行っておりますことから、全生徒が認識していると考えており、また、指導と同時に発行いたしました学校だよりにおいて、道路交通法の改正によるスマートフォンのながら運転に対する罰則強化について具体的に記載し、家庭における指導についても呼びかけを行ったところです。また、小学生に対しましては、ながら運転の罰則強化に焦点を置いた指導は行っていないところではありますが、自転車の乗る際のきまりの一つとして、手放し運転の禁止について、強く呼びかけをしているところです。

小学校においては、4月の自転車利用の解禁に合わせ、静内警察署の協力を受けまして自転車乗車実地指導等の交通安全教室を実施いたしますことから、その際に、改めて指導してまいります。なお、中学生の自転車通学におけるヘルメット着用のルール化とともに、今年度新たに開始いたしましたヘルメット購入費補助制度につきましては、これまで31件の申請があり、偶発的な未着用者を除き、全員がヘルメットを装着の上、通学されていることを確認しているところです。また、道路交通法の改正に伴う罰則強化についての町民周知でございますが、これから自転車が使用される季節を迎えますことから、2月28日発行の町政事務委託文書においては、町民生活課から全戸へ周知されましたが、今後静内警察署からも広報が配付される予定となっているところです。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、武藤勝罔議員の「避難所体育館に空調設備の設置を」の発言を許可いたします。
武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、避難所体育館に空調設備の設置をについて質問いたします。

文科省は2024年度補正予算で空調設備臨時特例交付金779億円、以下新交付金と言いますが、これを創設し学校体育館へのエアコン設置を進めています。総務省は25年度から公立小中学校の体育館等の空調設備に係る光熱費について、設置状況に応じて普通交付税で措置するとして29億円を計上しています。

学校体育館のエアコン設置をめぐるのは、最新の文科省調査、昨年9月30日付けでは、通告書では18.9%となっておりますけれども、最新の調査では、全国的には22%にとどまっています。北海道は5.1%、これは変わりありません。政府は全国の小・中学校体育館のうち95%が避難所に指定されていることから、今後10年間で設置率を95%まで引き上げる目標を掲げ、新たな交付金を創設したとしています。従来からある文科省の学校施設環境改善交付金からエアコン設置に特化して予算上独立させたものです。文科

省も使い勝手や補助率を含め、学校施設環境改善交付金と同様だとしています。

一般的には空調設備は暑いところから順番にということになると思いますけれども、災害がいつ起こるかは、寒暖に関係ありません。ここ日高地方は日本海溝千島海溝大地震が想定されている地域で早急に整備が求められていると思います。一刻も早く空調設備が設置されるよう取り組みを強めるべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員から御質問の「避難所体育館に空調設備の設置を」についてお答えいたします。

近年、多くの災害が発生しており、避難所における、電気、水道、通信設備、断水時のトイレ対策などの推進が急務とされています。なかでも、避難所の空調は避難住民の体調維持のため重要であり、近年の夏季の気温、湿度の上昇によって、避難住民が熱中症にかかる危険性が高まっています。

全国的に見た公立学校の体育館への空調設備設置率は、議員が言われたとおりで、全国平均は18.9%、北海道が5.1%にとどまるなど、自治体によって整備状況に差が見られる状況となっています。このような現況に鑑み、文部科学省では、体育館への、空調設備設置臨時特例交付金を創設し、令和17年度までに、空調設備の設置率を95%に引き上げる中長期目標を掲げています。子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館の空調整備は、通常の教育活動においても児童、生徒の学習環境の改善が図られるとともに、避難所環境の改善につながる有効な事業であると考えているところです。

なお、本交付金は令和15年度までとなっており、補助率2分の1、上限額7千万円で、補助要件には、体育館の断熱性が確保されていることが付されていることから、設備以外に関連工事にも必要になることも考えられます。一方、当町の学校施設は、建築後、小学校が50年、中学校が53年を迎え老朽化が進行しており、令和3年に策定した「教育施設個別施設計画」では、建築後60年経過の令和14年度及び令和17年度を改築年度として方針化しております。また、少子化による児童生徒数の減少などを踏まえ、令和2年に策定した、小中学校適正規模適正配置基本計画においては、義務教育9年間を見通した施設の改築を検討するものとなっております。これらのことを踏まえまして、施設の建築予定年度や建設場所など基本的事項と、概算工事費等の算出と財源及び財政シミュレーションの作成と併せて、既存施設で対応するとした場合の工事費などの算出を、令和7年度中に行った上で、既存施設、或いは新しい施設のどちらで実施することが良いか、判断する必要があると考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、万が一災害が発生して体育館を避難場所として使用する際は、普通教室、特別教室、保健室、校長室及び職員室にエアコンを設置しておりますので、これらの空間を上手に工夫しながら利用し、避難所運営に当たりたいと考えますので、ご理解の程よろしくお

願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○7番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 11 時 16 分 閉議）